平成２２年（フ）第４７４号
徳島県徳島市応神町吉成字七丁原255番地
債務者　川口　伸夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
佐賀県唐津市肥前町鶴牧1261番地
債務者　宮崎　一洋
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１１３号
佐賀県唐津市見借4075番地７
債務者　花輪　　実
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２４４号
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字知命寺85番地１　みどり荘101、前住所福島県南相馬市小高区羽倉字南沢139番地の14
債務者　半杭　吉彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５５号
福島県いわき市四倉町上仁井田字夕円39番地の１
債務者　二瓶　　章
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県洲本市由良１丁目４番36号、前住所兵庫県洲本市由良１丁目８番28号
債務者　炬口三枝子（旧姓小路）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
奈良市横井１丁目709番地の２
債務者　古川　優子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
佐賀県唐津市神田1754番地２　神田県営住宅451号
債務者　田辺　美香
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１０８７号
北九州市小倉南区富士見２丁目６番27号
債務者　富澤レスティーこと　ＴＯＭＩＺＡＷＡ　ＬＥＳＴＩＥ　ＶＡＬＩＥＮＴＥ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５５９号
名古屋市緑区桃山３丁目903番地　桃山ガーデンヒルズ310号
債務者　坂井　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９３号
名古屋市港区小碓４丁目198番地　宝マンション小碓第二507号
債務者　板倉　満代
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６７号
名古屋市港区木場町６番地の33　スペリアシティ名南アネックスＶ1402号
債務者　岡田　隆志
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９９号
名古屋市西区児玉２丁目22番27号　タウニー児玉201号
債務者　水上　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００６号
名古屋市中村区香取町１丁目42番地　藤久ハイツⅢ103号室
債務者　香月奈津子（旧姓鳥谷）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０３号
愛知県知多郡東浦町大字生路字浜田90番地　レインボー東浦石浜702号
債務者　佐藤　　敬
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０６号
愛知県小牧市大字間々433番地　ソレアードＣ－107号
債務者　河原　　進
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８１号
名古屋市千種区丘上町１丁目18番地　グランドメゾン丘上Ａ－２
債務者　三輪田啓子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部